

No	ページ	章・節・項	質問内容	回答	備考
1	18	2.2.1(d)	平成25年版までは種別の記載がありました。特記事項は、種別ではなく、足場名を記載することになるのでしょうか。	種別記号は廃止されましたので、足場名を記載してください。	
2	53	3.4.3	AS-J1（屋根露出防水絶縁工法）を標準仕様書に基づき施工しようとするM3AS工法の種別としてAS-J1が標準仕様書に記載されているため、既存防水層（平場）の撤去が必要と解釈されます。 AS-J1で施工するには、既存防水層（平場）の撤去が必要という理解になるのでしょうか。 AS-J1（屋根露出防水絶縁工法）をM4AS工法で行うことは標準仕様書上可能ですか？	AS-J1工法は防水下地の挙動に追従する目的の絶縁構法です。既存防水層の上に新規防水層を施すM4AS工法に適用するのは機能的に意味がありません。	
3	57	3.5.3(c)(1)	緑版-改正点-では「成形緩衝材」としていますが、仕様書では、「成形緩衝板」としています。誤植ですか。	誤植ですので、「成形緩衝材」に修正します。	
4	62	3.5.4	ページ上から3～4行目の解釈は、その前の段落や平成25年版での記載から判断し、「『PCコンクリート部材下地』及び『ALCパネル下地で種別S-C1』」としてよいか。 (「『PCコンクリート部材多h多事及びALCパネル下地』で『種別S-C1』という解釈ではないということ。)	「『PCコンクリート部材下地』及び『ALCパネル下地で種別S-C1』」の意味です。	
5	67	3.6.3	表3.6.2の工程2及び3の使用量欄に「(注)1」とあるが、「(注)2」の誤り。	ご意見のとおりですので、国交省に改定意見としてお伝えします。	
6	67	3.6.3(b)	表3.6.2アスファルト系塗膜防水の種別及び工程において、(新営)標準仕様書では、Y-1(地下外壁防水)は記載があるのですが、改修仕様では記載が無いのですか。改修工事においては地下外壁の施工は全く無いとの意味合いですか。Y-1は地下外壁以外は使用不可ですか。準用は出来ないのですか。	仕様書は標準的に使用される工法・材料を記載しており、記載のないものが「全くない」という意味合いではありませんので、準用は可能です。	
7	72	3.7.6	拡幅シーリング再充填工法について 外壁ALCのシーリング打替について「ALC外壁補修工法指針(案)・同解説」(日本建築仕上空気調和・衛生工学会。ALC外壁補修応報研究委員会)によりますと、ALCのシーリング材の補修工法は拡幅シーリング再充填工法のみであるという記載がありました。 公共建築改修工事標準仕様書には特に明記されていない様に思いますが、上記工法の簡易な説明のみが記載されています。標使としてはどういった工法を選択すべきでしょうか。また、悪露シーリング再充填工法の使用目的をお教え下さい。	工法の選択は設計者の判断によりますが、「建築改修工事監理指針」表3.7.2に拡幅シーリング再充填工法について、下記のような工法の特徴が記載されていますので、選定の参考にしてください。 ・接着面の目地形状・接着体強度あるいは接着面の状態の改善を要する場合に、目地拡幅(幅及び深さ)を行った後、同種又は異種のシーリング材を再充填する工法 ・既設シーリング材に油性コーキング材が用いられている等、被着面で接着阻害要因がある場合に行われる。	
8	95	4.4.4(a)	「はく離の恐れのある浮き部」との記載は、「はく離」と「浮き」は同義と考えらえるので、「はく落の恐れのある浮き部」とするべきではないでしょうか？	ご意見のとおりですので、国交省に改定意見としてお伝えします。	
9	95	4.4.4(a)	「設計図書の指示又は監督職員と協議の結果」はなぜ今回の改定で削除されたのでしょうか？	当然のことであるため、削除されました。	
10	117	4.5.8	ページ下から2行目に「目地の通りを手直しを行い」とあるが、「目地の通りの手直しを行い」の方が適切ではないか。	印刷物の誤植ですので、「目地の通りの手直しを行い」に訂正をお願いします。	
11	182	6.5.7	表6.5.9の上部に「名称」とあるが、「工程」、「工程名」、「区分」等が適切ではないか。	ご意見の通りですので、「公共建築工事標準仕様書」に整合させ、「工種」に修正する改定意見として、国交省にお伝えします。	
12	192	6.8.2	表6.8.1の「ウレタン樹脂系、エポキシ樹脂系」の「施工箇所」欄に「(注)」とあるが、「(注)2」の誤り。	ご意見の通りですので、「(注)2」に修正する改定意見として国交省にお伝えします。	

13	193	6.8.3	<p>表6. 8. 2において、種別から変成シリコン樹脂系が削除されましたが、既設の接着剤が変成シリコン樹脂系が使用されていた場合、新規接着剤との相性はエポキシ・ウレタン・ゴム系全て問題は無いのでしょうか。また、P 2 0 4の6. 1 1. 4 (a) (i) ⑤フローリング接着剤では変成シリコン樹脂は追加されました。</p> <p>ゴム床タイルに変成シリコン樹脂は悪影響があるのでしょうか。</p>	<p>改修標仕6.2.2(a)(1)(ii)により、接着剤等は、新規仕上げの施工に支障のないよう除去することになっております。変成シリコン樹脂に対してはエポキシ樹脂やウレタン樹脂が良好な接着性を示すかどうか不明ですので、既存接着剤は除去してください。</p> <p>また、変成シリコンは、JIS A 5536解説の適応表のゴム床に◎の記載がないため、改修標仕から削除されました。ゴム床タイルに、悪影響があるとまでは言えませんが、使用実態はないようです。</p>
14	207	6.11.3	<p>H 2 8年版よりモルタル埋込工法が削除されましたが、既設がモルタル埋込工法で復旧する設計は出来ないとなるのでしょうか。</p>	<p>ほとんど施工実態がないという理由で削除され、問題があったわけでは有りませんので、特記すれば使用可能です。</p>
15	241	7.3.2	<p>表7. 3. 2において鉛酸カルシウム錆止め塗料が削除されましたが、既設に鉛酸カルシウム錆止め塗料が使用されていた場合、その上にA～C種の錆止め塗装を行っても問題はありますか。</p>	<p>A種とB種は変性エポキシ樹脂、C種は水系ですから、一般的には塗膜の層間付着性は問題ありませんが、上塗り塗料によって、錆止め塗料の種別が違いますので、それに従う必要があります。</p>
16	372	—	<p>各部配筋参考図 図1.1内の「④W-Ⅲ形」の図において「L/2」の衍字。</p>	<p>「L/2」を削除します。</p>